

院内トリアージ実施について

令和4年9月1日

当院では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、風邪症状（発熱・咳・鼻汁・のどの痛み・倦怠感・嘔吐・下痢など）のある方、その他、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様に対し、院内トリアージを実施しております。

院内トリアージの対象となられた患者様には「院内トリアージ実施料」のご負担をお願いしております。

1. 「院内トリアージ」とは

新型コロナウイルス感染症の症状は様々で、普通の風邪と見分けるのは困難です。そのため前述の症状がある方を診察する場合、スタッフが感染予防対策のためのマスク・ガウンの着用、消毒など感染予防対策の徹底を行うだけでなく、患者様には可能な限り、待機、診察場所などの同線分離にご協力いただきます。

（当院では、患者様には北駐車場に行って、車の中で待機していただき、医師が出向き診察しております。）

2. 「院内トリアージ実施料」とは

1の対応をしたうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性がある患者様の外来診療を行った場合、「院内トリアージ実施料」として300点（1割負担の方300円相当、3割負担の方900円相当）を加算させていただきます。

これは、令和2年4月24日付厚生労働省の規定する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」に基くものです。

上記の件についてご不明な点がございましたら、受付窓口までお申し出いただくか、お電話にてお問合せください。

二之沢病院